

提出書類

※証明日から3か月以内の書類を提出してください。提出書類の年齢は令和9年4月1日時点の年齢をご記入ください。

<必須書類> 申込者全員が申込時に必要なもの ※1号認定は★の提出が必要です。		
☐ (必須)	①申請者(保護者)の本人確認書類	
☐ (必須)	②教育・保育給付認定申請書 兼 入所等申込書(施設型給付費・地域型保育給付費等)★ ※オンライン申請の場合提出不要	
☐ (必須)	③確認事項チェックシート(表面)及び必要書類確認リスト(裏面) ※オンライン申請の場合提出不要	
(必須) それぞれ 1部ずつ ☐ 父 ☐ 母	④「保育を必要とする事由」を証明する書類	
	就労	◆就労証明書 ※指定の様式 自営業等の方は、次の書類の提出がない場合基準点が下がります。※法人化している場合は不要 ①【事業主の方】自営業開業届(1年以内)、営業許可証、直近の税申告書写し(いずれか一つ) ②【自営業協力者の方】専従者給与支給の申告が確認できる書類 ③【家族従業員・三親等内の親族が経営する事業所勤務】直近のタイムカード、給与明細、給与振込が分かる通帳の写し(いずれか一つ)
	求職中	◆求職活動申立書※指定の様式
	妊娠中	◆「親子(母子)健康手帳」の写し ※分娩(予定)日及び保護者が記載されているページ
	疾病	◆診断書(保護者・同居者用) ※指定の様式
	障がい	◆障害者手帳の写し
	看護・介護	◆診断書(看護・介護証明用) ※指定の様式 ◆看護(介護)申立書 ※指定の様式
	就学	◆在学証明書(在学期間が記載されているもの) ◆授業日程証明書 ※お手持ちのカリキュラムも可(拘束時間がわかるもの)
	災害復旧活動中	◆雇災証明書 ※指定の様式
	親子通園	◆親子通園していることがわかる書類
世帯状況について該当する場合、提出が必要なもの		
☐	★ひとり親世帯 ※右の①～③のうちいずれか一つ	① 児童扶養手当受給者証または母子父子家庭医療費受給者証の写し ② 戸籍謄本の写し(受理証明書可)及び事実婚にない旨の申立書※指定の様式 ③ (離婚調停中の場合)公的機関が発行した離婚調停中であることがわかる書類
☐	★障がい者がいる世帯	障害者手帳等の写し
☐	★生活保護世帯	生活保護受給証明書
☐	★令和8年(または令和9年)1月1日時点で住所が 浦添市外にある保護者 ※浦添市に転入済みの方は除く	・令和8年1月1日時点で住所が市外→令和8年度所得課税証明書(4月～8月入所希望) ・令和9年1月1日時点で住所が市外→令和9年度所得課税証明書(9月～3月入所希望) ※転入前住所地において収入申告の手続きが必要です。 ・(国外就労の場合)W2等収入を証明する書類
	注意!! 提出がない場合は、保育料を最高階層として認定するため、選考で不利になることがあります。 転入済みの方で、未申告等により情報が確認できない場合も最高階層となりますので、ご注意ください。	
☐	就労時間が月120時間未満の方で、シフトや通勤 時間等で標準時間認定が必要な保護者 ※勤務状況等を確認後、標準時間認定に変更できる場合 があります。毎年度申請し認定を受ける必要があります。	保育時間申立書※指定の様式
☐	★転入・転居予定の場合	・転入予定証(市内の親族宅へ転入予定の場合)※指定の様式 ・住居に関する契約書の写し等転入・転居先住所が分かるもの
☐	★申込児童のきょうだいが私立幼稚園、児童発達支 援等の施設、企業主導型保育施設等に在園している	令和9年4月以降の在園証明書または利用証明書
☐	保育士等としての勤務実態がある場合	保育士証、幼稚園教諭等免許状、看護師免許証、子育て支援員研修修了証等資格を証明 する書類の写し
その他、該当する場合に提出が必要なもの		
☐	★発達支援保育を希望 ※発達支援保育を希望する場合は、9/1～9/11の 間に窓口での申請が必要です。	①発達支援教育保育申請書 ②診断書又は特別児童扶養手当診断書の写し ※①②両方の提出が必要
☐	認可外保育園を利用中または一時預かりを月12 日以上かつ64時間以上利用している。または転入 予定で現在市外の認可園を利用している。 ※申込時点で就労、疾病障がい、看護介護、就学に該当し ている場合に限る	通園、利用していることがわかる書類(園名と児童名の記載がある月謝袋、契約書等の 写し、領収書の写し等)